

四日市市上下水道局告示第17号

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年条例第6号）第3条の規定に基づき、排水区の名称、区域、地積及び単位負担金額を次のとおり公示する。

平成27年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 1 排水区の名称 | 北勢沿岸流域下水道北部処理区（あかつき第二負担区）             |
| 排水区域     | 朝明町、山城町、あかつき台四丁目、あかつき台五丁目、あかつき台六丁目の一部 |
| 地積       | 6.0ヘクタール                              |
| 単位負担金額   | 1平方メートル当たり170円                        |
| 2 排水区の名称 | 北勢沿岸流域下水道北部処理区（羽津・三ツ谷第五負担区）           |
| 排水区域     | 富士町の一部                                |
| 地積       | 7.4ヘクタール                              |
| 単位負担金額   | 1平方メートル当たり170円                        |
| 3 排水区の名称 | 北勢沿岸流域下水道北部処理区（富田第六負担区）               |
| 排水区域     | 大矢知町の一部                               |
| 地積       | 3.0ヘクタール                              |
| 単位負担金額   | 1平方メートル当たり170円                        |
| 4 排水区の名称 | 北勢沿岸流域下水道北部処理区（茂福第四負担区）               |
| 排水区域     | 垂坂町、大谷台一丁目、大矢知町の一部                    |
| 地積       | 3.6ヘクタール                              |
| 単位負担金額   | 1平方メートル当たり170円                        |

（上下水道局管理部経営企画課）